

令和8年1月5日

受注者各位

狭山市長

下請代金支払いの適正化について

本市が発注した建設工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に基づく下請契約を締結して、下請施工をさせる場合にあっては、同法第22条に定める一括下請負の禁止条項をはじめとする各条項を遵守するほか、下記諸点について配慮され、いやしくも下請負人に対し、賃金の不払い、支払遅延等の事象を惹起しないよう十分心掛けるようお願いする。

記

1. 建設工事の請負契約の締結に際しては、当事者は契約の内容を明確にするために契約書を作成し、相互に交付すべきものであるので、下請契約の締結にあたっても、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項を全部記載した契約書を作成すること。
2. 元請負人の地位を不当に利用して、下請工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない請負代金額で下請契約を締結しないこと。
3. 本市は、狭山市建設工事請負等競争入札参加者心得第2条第3項に規定する労務単価に基づき積算しているため、元請負人は、労働者への適切な賃金の支払いに十分配慮すること。
4. 元請負人が前払金を受領した場合は、下請負人に対して必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込による方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。
5. 下請代金の支払いは、できる限り現金払いとし、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）については、現金払いとするよう支払条件を設定すること。
6. 元請負人は、全ての下請負人に対し、請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないようにすること。
7. 上記のほか、建設業法をはじめとする各種法令を遵守すること。